

## 魚津市公告第53号

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、魚津市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、魚津市に意見書を提出することができる。

令和5年8月22日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 都市計画の種類及び名称

- |     |        |        |         |
|-----|--------|--------|---------|
| (1) | 都市計画道路 | 3・4・2  | 魚津駅本新線  |
| (2) | 都市計画道路 | 3・4・3  | 北鬼江吉島線  |
| (3) | 都市計画道路 | 3・4・4  | 魚津駅中川線  |
| (4) | 都市計画道路 | 3・5・7  | 魚津駅友道線  |
| (5) | 都市計画道路 | 3・6・16 | 魚津駅新金屋線 |
| (6) | 都市計画道路 | 3・5・18 | 魚津駅西1号線 |
| (7) | 都市計画道路 | 3・4・20 | 住吉線     |
| (8) | 都市計画道路 | 3・6・22 | 住吉西魚津駅線 |

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

- |     |        |        |                                      |
|-----|--------|--------|--------------------------------------|
| (1) | 都市計画道路 | 3・4・2  | 魚津駅本新線<br>魚津市本新町から魚津市本新町までの各一部       |
| (2) | 都市計画道路 | 3・4・3  | 北鬼江吉島線<br>魚津市北鬼江二丁目から魚津市吉島二丁目までの各一部  |
| (3) | 都市計画道路 | 3・4・4  | 魚津駅中川線<br>魚津市釈迦堂一丁目から魚津市北鬼江一丁目までの各一部 |
| (4) | 都市計画道路 | 3・5・7  | 魚津駅友道線<br>魚津市釈迦堂一丁目から魚津市友道砂田までの各一部   |
| (5) | 都市計画道路 | 3・6・16 | 魚津駅新金屋線<br>魚津市駅前新町から魚津市本江黍野までの各一部    |
| (6) | 都市計画道路 | 3・5・18 | 魚津駅西1号線<br>魚津市北鬼江二丁目から魚津市本新町までの各一部   |

- (7) 都市計画道路 3・4・20 住吉線  
魚津市住吉から魚津市住吉前川原までの各一部
  - (8) 都市計画道路 3・6・22 住吉西魚津駅線  
魚津市住吉尻井から魚津市住吉西川原までの各一部
- なお、図面は省略し、縦覧の場所に備え置いて縦覧に供する。

### 3 都市計画の変更案の縦覧の期間、場所等

- (1) 期間  
令和5年9月6日(水)から令和5年9月20日(水)まで(土、日及び祝日除く。)
- (2) 場所  
富山県土木部都市計画課  
魚津市産業建設部都市計画課

### 4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで